ショートタイムワークアライアンス

<u>規約</u>

ショートタイムワークアライアンス規約

本規約は、ソフトバンク株式会社(以下「当社」という。)が運営する、ショートタイムワークアライアンス(以下「本アライアンス」という。)を実施、賛同又は後援する際の条件について定めるものである。

(目的)

第1条

本アライアンスは、就労意欲があっても特別の事情(例えば障がいや闘病、育児・介護等当社が認める事情を含むがこれらに限られない。)によりその機会を得られなかった方が、週20時間未満という短い時間からの就労環境を整えることで「共に働く」の実現を目指す、当社CSRが取り組むダイバーシティな働き方、「ショートタイムワーク」の取り組みを拡げ、多様な人が社会参加出来る環境づくりを推進していくことを目的とする。

(本アライアンスの構成)

第2条

本アライアンスの構成は以下の通りとする。

名称	役割
産学連携パートナー	本アライアンスを当社と共同で研究・推進・サポート・広報を行う
後援	本アライアンスの後援を行う
実施法人	本アライアンスに賛同し、ショートタイムワークでの雇用を実施する

賛同法人

本アライアンスに賛同する

(申し込み)

第3条

本アライアンスに実施、賛同、後援のいずれかで参加するもの(以下「会員」という。)は本規約の内容に同意し、 当社指定の申込フォームより申し込みを行うものとする。なお、参加情報に変更が生じた際は遅滞なく申し出るものとする。

(申し込みの承諾)

第4条

前条の申し込みに対する承諾は、当社からの連絡により行うものとする。申し込み法人が次に掲げる要件を満たさない時、当社は申し込みの承諾をしない場合がある。

- ・反社会的勢力との関りがないこと
- ・本規約に違反していないこと
- ・当社の業務遂行上支障をきたさないこと

(情報の取り扱い)

第5条

当社は、会員の取り組み状況について、以下の場合、法人や個人が特定されない形で開示する。法人や個人が 特定される場合には、事前に同意を取るものとする。なお、会員の取り組み状況については、会員の申し込み解 除後も、当社は使用を継続するものとする。

- ・社内外でのショートタイムワークの実例紹介の際
- ・メディアからのインタビューの際
- ・産学連携パートナーの研究への協力の際

(解除条件)

第6条

次に掲げる要件にあてはまる場合、会員の参加を解除する。

- ・本規約に著しく違反していると当社が判断した場合。
- ・会員が当社へ解除申請を申し出た場合。

(社名の公開)

第7条

会員は、当社が本アライアンスへの参加について公開することを承諾する。

(情報提供)

第8条

本規約に同意した場合、当社より本アライアンスに関わる情報の提供を行う。

(会費)

第9条

本アライアンスにおいて、会員における会費の負担はないものとする。

(秘密保持)

第10条

会員及び当社は、本取り組みの上で知り得た業務上の情報について、秘密として取り扱う。

(免責)

第11条

当社は、会員の承諾を得ることなく、本アライアンスを変更、中止又は廃止することができるものとする。なお、当社は、当該措置により、会員及びその他の第三者に生じた損害について一切の責任を負わないものとする。当社は本アライアンスについて、明示又は黙示を問わず、有用性等、何らの保証をするものではない。

(期間)

第12条

本アライアンスの参加期間は、第6条の解除条件又は前条における中止・廃止の場合を除き、永続とする。

(規約の変更)

第13条

当社は、変更後の本規約を、当該変更の効力が発生する日以前に、会員へ事前通知を行うことで、本規約を変更できるものとする。なお、当該変更後は、変更後の本規約が適用されるものとする。

(合意管轄)

第14条

会員と当社との間で本アライアンス又は本規約に関連して法的紛争が生じた場合、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(準拠法)

第15条

本規約の準拠法は、日本法とする。

(協議条項)

第 16 条

本規約に定めのない事項及び本アライアンスについて疑義が生じた事項については、当社と会員との間で別途誠実に協議するものとする。

以上

ソフトバンク株式会社

附則

- 1 この規程は、2018年2月1日より施行する。
- 2この規程は、2022年2月28日より施行する。